

県西市民連合新聞

第1号
2017年8月
(発・責)
小久保忠男

県西市民連合が発足総会

「戦争法」の廃止をめざす

県西7市内で、平和を願う声を出す運動

憲法違反の集団的自衛権を行使する「戦争法」・安全保障関連法の廃止を求め、県西地域市民連合が6月24日に発足総会を開催しました。

来賓に県市民連合の田村武夫氏（茨大名誉教授）を招き、経過報告、結成主旨を採択し、代表世話人に旧古河市長の小久保忠

男氏（70）元衆議院議員の柳田和己氏（67）外を選出しました。結成式には、近隣市町の9条の会、年金者組合、新婦人古河支部などが参加、今後は、昨年発足した茨城県市民連合と連携し、古河、坂東、常総、結城、境、五霞、八千代の7市町で

代表世話人の旧古河市長小久保忠男氏は、挨拶で「戦後70年平和が保たれてきたのは憲法の平和主義であり、それが変えられようとしている。国民一人一人が戦争でなく平和を願っている。そのことを声高に叫ばなければならぬ時代になった。戦争を許す憲法にしてはならない。皆さんの先頭に立って頑張る」決意を表明しました。

「国民一人一人が、「平和を！」の声をだす時代



挨拶する元衆議院議員の柳田和己氏

県西市民連合の呼びかけの趣意は、多くの方が参加できる組織として簡単にしましたが、総会の結成に至る経過報告のなかで「戦争法廃止・立憲主義の回復を求める茨城県市民連合」と同一歩調を取っていくことを明らかにしました。今後、県市民連

「会則」と「事務所」の決定
県西市民連合の「会則」と「事務所」について決定をしました。
※会則は裏面参照「事務所」を事務局担当の手呂内啓助氏宅・古河市茶屋新田45の27に置きます。

当面100名の会員に
現在の会員は、50名です。当面、会員の目標を100名とし、会員一人一人の拡大をお願いします。
「憲法の平和原則を守る」ことに賛同いただける方ならどなたでもご加入いただけます。
安倍内閣の憲法破壊に抗して、立憲主義を守り、憲法の基本的人権や民主主義等を守る運動を地域から広げましょう。

結成総会後開催された世話人会では、この間の取り組みについての感想。②会の運営と方針。

初めは女性知事で

結成総会後開催された世話人会では、この間の取り組みについての感想。②会の運営と方針。主な意見は、坂東、結城、常総などへの取り組みが弱かった。呼掛け趣旨が簡単すぎる。知事選挙に対する態度ない。地域に出て会員拡大すべきだ。世話人、役員の構成をどうするか。など活発な議論がされました。当面する知事選挙は、各「地域の会」の活動に協力をお願いします。

会則と事務所を決定

「戦争法（安保法制）の廃止をめざす、茨城県西市民連合」会則

- 1 (名称) 戦争法（安保法制）の廃止をめざす茨城県西市民連合という。
- 2 (事務所) 本会の事務所は、茨城県古河市茶屋新田45-27
手呂内啓助宅に置く。
- 3 (目的) 本会は、日本国憲法の立憲主義と民主主義、平和主義を守り、戦争法（安保法制）の廃止をめざす活動をすることを目的とする。
- 4 (事業) 会の目的を達成するために、次の諸活動を行なう。
 - (1) 学習会、講演会等の開催。
 - (2) 会報、ニュース等の発行。
 - (3) 署名活動。
 - (4) 街頭宣伝活動。
 - (5) その他会の目的達成に必要な事業。
- 5 (会員) 本会の目的に賛同するものを持って会員とする。
- 6 (役員) 本会に次の役員を置く。
代表世話人（複数名）、事務局（若干名）、会計責任者等。
- 7 (経費) 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 8 (会費) 本会の会費は、個人の入会金500円、団体10,000円とする。
- 9 (会計年度) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 10 (その他) 本会の運営に疑義のあるときは、役員会で協議して決定する。
※ (事務所) 古河市茶屋新田45-27
TEL/FAX 0280-48-0272

付 則 本会則は、平成29年8月8日より実施する。